

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 280	193 (68.9%)
5～10万人未満 250	168 (67.2%)
10～20万人未満 152	104 (68.4%)
20～30万人未満 48	28 (58.3%)
30～40万人未満 29	16 (55.2%)
40～50万人未満 21	13 (61.9%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	544 (66.7%)

【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 280	8 (2.9%)	0 (0%)	132 (47.1%)	0 (0%)
5~10万人未満 250	15 (6.0%)	0 (0%)	121 (48.4%)	0 (0%)
10~20万人未満 152	10 (6.6%)	1 (0.7%)	61 (40.1%)	0 (0%)
20~30万人未満 48	2 (4.2%)	0 (0%)	14 (29.2%)	0 (0%)
30~40万人未満 29	1 (3.4%)	0 (0%)	12 (41.4%)	0 (0%)
40~50万人未満 21	2 (9.5%)	1 (4.8%)	7 (33.3%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	4 (26.7%)	0 (0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 815	41 (5.0%)	4 (0.5%)	351 (43.1%)	15 (1.8%)

【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 280	70 (25.%)	10 (3.6%)
5~10万人未満 250	76 (30.4%)	24 (9.6%)
10~20万人未満 152	57 (37.5%)	13 (8.6%)
20~30万人未満 48	20 (41.7%)	2 (4.2%)
30~40万人未満 29	9 (31.0%)	3 (10.3%)
40~50万人未満 21	7 (33.3%)	2 (9.5%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0%)
指定都市 20	7 (35.0%)	2 (10.0%)
全市 815	252 (30.9%)	56 (6.9%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加している
5万人未満 280	273 (97.5%)
5~10万人未満 250	244 (97.6%)
10~20万人未満 152	149 (98.0%)
20~30万人未満 48	48 (100%)
30~40万人未満 29	29 (100%)
40~50万人未満 21	21 (100%)
50万人以上 15	15 (100%)
指定都市 20	20 (100%)
全市 815	799 (98.0%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和2年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	648 (81.1%)	職員の定数	10 (1.3%)
市の基本計画	294 (36.8%)	重要な契約に関するもの	23 (2.9%)
市の基本計画以外の重要な計画	114 (14.3%)	オンブズマンの委嘱等	12 (1.5%)
市民功労者表彰、名誉市民	572 (71.6%)	法人・団体等との協定に関するもの	9 (1.1%)
市民憲章	66 (8.3%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	176 (22.%)
都市宣言	74 (9.3%)	上記以外の議決事件	212 (26.5%)
姉妹都市、友好都市提携	109 (13.6%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している799市を基準としている。

【16-6】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議選監査委員 の選任を廃止 している
5万人未満 280	11 (3.9%)
5～10万人未満 250	9 (3.6%)
10～20万人未満 152	3 (2.0%)
20～30万人未満 48	1 (2.1%)
30～40万人未満 29	1 (3.4%)
40～50万人未満 21	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 815	25 (3.1%)

【16-7】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	11
所管委員会	9
議員	5

【16-8】監査委員事務局の設置状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 280	276 (98.6%)	1 (0.4%)	3 (1.1%)
5～10万人未満 250	246 (98.4%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 152	152 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 48	48 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 29	29 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 21	21 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 15	15 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 20	20 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
全市 815	807 (99.0%)	4 (0.5%)	4 (0.5%)

【16-9】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 276	36 (13.%)
5～10万人未満 246	6 (2.4%)
10～20万人未満 152	0 (0%)
20～30万人未満 48	0 (0%)
30～40万人未満 29	0 (0%)
40～50万人未満 21	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 807	42 (5.2%)

割合は、条例により監査事務局を設置している807市を基準としている。

【16-10】選挙運動用ビラ頒布解禁後の市議会議員選挙の実施状況
 (令和2年1月1日～令和2年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	法施行後、市議会議員選挙が行われた
5万人未満 280	27 (9.6%)
5～10万人未満 250	27 (10.8%)
10～20万人未満 152	11 (7.2%)
20～30万人未満 48	1 (2.1%)
30～40万人未満 29	2 (6.9%)
40～50万人未満 21	1 (4.8%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 815	69 (8.5%)

【16-11】市議会議員選挙時における候補者のビラの頒布の状況
 (令和2年1月1日～令和2年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	ビラを頒布した
5万人未満 27	24 (88.9%)
5～10万人未満 27	25 (92.6%)
10～20万人未満 11	11 (100%)
20～30万人未満 1	1 (100%)
30～40万人未満 2	2 (100%)
40～50万人未満 1	1 (100%)
50万人以上 0	0 (0%)
指定都市 0	0 (0%)
全市 69	64 (92.8%)

割合は、法の施行後、市議会議員選挙が行われた69市を基準としている。